

# 横浜市シェアサイクル事業 協働事業者募集要項（公募型プロポーザル方式）

## 1 公募概要

横浜市では、横浜都心部において2014（平成26）年度から「横浜都心部コミュニティサイクル事業（以下「都心部事業」という。）」を本格実施し、2022（令和4）年6月からは、都心部事業エリアを除く市域を3つの区域に分けて「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験（以下「広域事業」という。）」を開始しており、現在市内で2つの事業によりシェアサイクルのサービスを提供しています。

都心部事業及び広域事業の両事業の実施期間が2024（令和6）年度末で終了することに伴い、これまで育ててきたシェアサイクル事業によるサービス提供を切れ目なく継続し、更なる移動の利便性向上に向けて、2025（令和7）年度からの全市一体でのシェアサイクル事業展開を見据えて、『横浜市シェアサイクル事業実施方針（以下「実施方針」という。）』を2024（令和6）年9月に策定しました。当該実施方針に基づき、次のとおり協働事業者を公募します。

## 2 事業概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 事業名  | 横浜市シェアサイクル事業  |
| (2) 事業体制 | 公民連携による横浜市と事業者の協働事業   |
| (3) 事業内容 | 「横浜市シェアサイクル事業仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりに  |
| (4) 実施期間 | 協定締結日から令和12年3月31日まで<br>ただし、実施期間終了の前年度までの協働事業の取組実績を元に、横浜市自転車等施策検討協議会の意見を踏まえ、横浜市と協働事業者が協議の上実施期間を最大5年間（2034年（令和16年度））まで延長することができる。 |
| (5) 実施区域 | 横浜市全域   |
| (6) その他  | 実施方針のとおりに   |

## 3 協働事業予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案書に基づく書類審査及びヒアリング審査により協働事業予定者を選定します。

### (1) 提案書の提出方法

- ① プロポーザルへの参加を希望される事業者は、「横浜市シェアサイクル事業提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」に基づき、「参加意向申出書（様式1又は様式2）」と必要な参加資格審査書類を提出してください。内容を審査のうえ、提案書提出有資格者あてに「提案資格確認結果通知書・提出要請書（様式4）」を送ります。
- ② 提案書提出有資格者は、提案書提出にあたり、必要に応じて質問をすることができます。その場合は、「質問書（様式5）」を提出してください。
- ③ 提案書提出有資格者は、「提案書（様式6）」及び提案書資料①（様式7）～⑭を提出してください。なお、提案書の提出は1者につき1案のみです。

## (2) 提案内容

- ・提案書については、仕様書の内容をふまえ、作成要領に基づき、作成してください。
- ・提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがあります。提出された補足資料は提案書の一部とみなします。
- ・提出された提案内容の変更は認められません。

## (3) 評価基準

『横浜市シェアサイクル事業評価選定委員会』提案書評価・選定基準（以下、「評価・選定基準」という。）のとおりです。

## (4) 選定方法

- ① 提案書提出有資格者から提出された提案書及び関係書類の内容を、横浜市が設置する横浜市シェアサイクル事業評価選定委員会（以下、「評価選定委員会」という。）の委員は事前に、評価・選定基準に基づき、個々に審査及び仮採点を行います。その後、提案書提出有資格者とのヒアリングの内容を踏まえて採点の確定を行い、その結果を評価選定委員会において審議し、これを集計する形式で合計点が最も高い1者を協働事業予定者として選定します。
- ② 提案者が1者の場合も同様の審査を行い、評価選定委員会で審議のうえ、協働事業予定者として選定します。
- ③ 提案書が、この募集要項及び仕様書の諸条件等を満たさない場合は失格とします。評価項目の各項目において著しく劣る内容がある場合も「不適」と判断し、失格とします。
- ④ 提案内容に虚偽の記載があると評価選定委員会が判断した場合は、評価点数の合計に関わらず、その提案を無効とします。
- ⑤ 本市は、評価選定委員会の選定結果を受けて、協働事業予定者の決定を行います。
- ⑥ 評価選定委員会での得点が同点の場合は、くじ引きで上位を決定します。

### <評価選定委員会>

名 称	横浜市シェアサイクル事業評価選定委員会
所掌事務	提案の評価及び協働事業予定者の選定等に関すること
委 員	道路局総務部長（委員長） 道路局道路政策推進部長（副委員長） 道路局道路政策推進部道路政策推進課長 道路局計画調整部企画課長 都市整備局企画部企画課長 都市整備局都市交通部都市交通課長 政策経営局経営戦略部経営戦略課担当課長 政策経営局共創推進室共創推進課長 市民局地域支援部市民協働推進課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課長

#### (5) 公募・事業者選定等スケジュール

時 期	内 容
令和6年9月20日（金）	募集要項等公表
令和6年10月4日（金）	参加意向申出書及び資格審査書類 提出締切
令和6年10月21日（月）までに送付	提案資格確認結果通知書・提出要請書の送付
令和6年10月30日（水）	質問・事前相談受付締切
令和6年11月8日（金）	質問回答
令和6年11月11日（月）～11月29日（金）	提案書受付
令和6年12月上旬	提案書の審査（必要に応じて補足資料の提出要求）
令和6年12月20日（金）（予定）	ヒアリング、評価選定委員会
令和6年12月下旬（予定）	協働事業予定者の選定・選定結果通知書の送付 結果公表
令和7年2月（予定）	協定書の締結（協働事業者の特定）
令和7年4月1日（火）	横浜市シェアサイクル事業の開始

#### (6) 提出書類等について

提出書類、提出期限、提出先、提出部数及び作成方法等は、作成要領のとおりです。なお、提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合は、その書類は無効とします。

#### (7) 提案の取下げについて

提案書提出後の取下げは、評価選定委員会開催前であれば可能です。

取下げは文書（自由書式）で、事務局まで提出してください。

### 4 公募への応募資格等

応募資格は、次に掲げる基準をすべて満たしていることを条件とします。資格の審査にあたっては、作成要領で定める「参加意向申出書（様式1又は様式2）」及び資格審査書類を審査することにより行います。

#### (1) 提案者の資格要件

- ① 法人として3年以上継続して事業を営んでいること
- ② 本募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を遵守できる者であること。
- ③ 締結する協定及び関係法令等を遵守できる者であること。
- ④ 個人情報の取扱いについて、関係法令等を遵守できる者であること。
- ⑤ 会社更生法、破産法、若しくは民事再生法の適用を受けていない者、又は商法により特別清算もしくは会社整理を行っていない者であること。
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体もしくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含

む団体でないこと。

- ⑦ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者でないこと。
- ⑨ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑩ 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- ⑪ 次の各号に該当しないこと。
  - ア 直近 3 事業年度内において横浜市税、法人市民税、固定資産税、都市計画税（土地・家屋）、消費税及び地方消費税を滞納している。
  - イ 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務があるにもかかわらず未加入である。
- ⑫ 日本国内において、シェアサイクル事業を継続して 1 年以上実施した実績を有すること。

## (2) 共同事業体として提案する場合の資格要件

- ① 全ての共同事業体の構成員が(1)①から⑪の要件に該当すること。
- ② 共同事業体の構成員のうち 1 者以上が(1)⑫の要件に該当すること。
- ③ 共同事業体の構成員は、本提案にあたり、同時に 2 以上の共同事業体の構成員となること、及び単体 1 者として提案することはできないものとします。

## 5 質問等

### (1) 質問

本事業及び公募について質問がある場合は、作成要領に従い、質問書（様式 5）により簡潔にまとめ、受付期間内に事務局まで電子メールで提出してください。

### (2) 回答

質問に対しては、質問者に回答を行うほか、質問及び回答の要旨を本市ホームページに掲載します。（なお、意見の表明と判断されるもの、本事業への参加と直接関係ないと判断されるもの、回答を掲載することが公正な競争を阻害すると判断されるもの等については、回答や掲載をしないことがあります。）

### (3) 事前相談

個々の提案内容等に関する事前相談は、質問とは別に受付しますが、事前相談において、市が公平性の観点から本市ホームページへの掲載が必要と判断する項目については、質問及び回答という形式で掲載します。

事前相談期間：提案書資格確認結果通知書・提出要請書受理後から 令和 6 年 10 月 30 日（水）12 時 00 分まで
--

※来庁相談を希望する場合は、前日までに事務局に電話連絡いただき、日時を調整してください。

## 6 提案に関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

実施日時 令和6年12月20日（金）（予定）

実施場所 横浜市役所内会議室（横浜市中区本町6丁目50番地の10）（予定）

出席者 代表者及び関係者で5名以内とし、事業統括責任者は必ず出席してください。

内容 提案書資料①～⑭について口頭で説明をしていただいたのちに、評価選定委員会の委員との質疑応答を行います。ヒアリングの時間は、質疑応答などを含め、約30分を想定しています。なお、提案書資料については、予め各委員はその内容を個別審査しているため、要点や提案のポイントを絞った説明としてください。

その他 確定した実施日時等の詳細については、別途お知らせします。

## 7 評価結果の通知等

- ・ 評価選定委員会審議後、提案書を提出された事業者の皆様には、令和6年12月末までに「結果通知書（様式8）」を電子メールで送付します。
- ・ 協働事業予定者の選定結果につきましては、その内容を本市ホームページにて公表します。

## 8 協定締結について

- ・ 選定された協働事業予定者は、本市と協定を締結します。
- ・ 協定の期間は、協定締結日から令和12年3月31日までとします。ただし、実施期間終了の前年度までの協働事業の取組実績を元に、横浜市自転車等施策検討協議会の意見を踏まえ、横浜市と協働事業者が協議の上に実施期間を最大5年間（2034年（令和16年度））まで延長することができるものとします。
- ・ 協定の内容については、選定された提案書の内容を盛り込み、本市と協議の上決定します。公募時点での協定の案は「横浜市シェアサイクル事業の実施に関する協定書（案）」を参照ください。
- ・ 選定された協働事業予定者が、協定締結までに次の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。

- ① 応募資格を喪失したとき
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- ④ 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断される時
- ⑤ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断される時
- ⑥ その他、市長により協定の締結が適当でないと判断される時

## 9 無効となる提案

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して評価選定委員会の委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

## 10 その他の留意事項

- ・提出いただいた書類等は返却いたしません。また、提出書類の内容等について、説明や追加資料の提出を求める場合があります。
- ・提案に要する費用は、全て提案者の負担となります。
- ・応募資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となります。
- ・提出書類は、協働事業者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
- ・提出書類は、協働事業者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- ・本プロポーザルは、協働事業者の特定を目的に実施するものであり、協定締結後の本事業においては必ずしも提案内容の実現を約束するものではありません。協働事業予定者選定後、必要に応じて本市と提案者との協議の上で、提案内容の修正を依頼する場合があります。
- ・提出書類について開示請求があった場合には、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）に基づいて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものを除き、開示等の手続きをさせていただきます。

## 11 問合せ先（事務局）

担当部課 道路局道路政策推進部道路政策推進課（担当 伊藤、植竹、寺本）

住 所 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市役所 22 階

電 話 045-671-3644

メ ー ル [do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp](mailto:do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp)

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri->

[kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-policy/sharecycle\\_top.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-policy/sharecycle_top.html)

※本公募に関するお知らせや情報提供は、原則として上記の本市ホームページにおいて行います。